

平成20年(行口)第28号 賃金等請求控訴事件

控訴人 松岡 勲 外4名

被控訴人 大阪府 外8名

準 備 書 面 (2)

2008年10月30日

大阪高等裁判所 第14民事部D1係御中

控訴人 松岡 勲

控訴人 家保 達雄

控訴人 志摩 寛

控訴人 末広 淑子

控訴人 長谷川 洋子

記

1) 休憩時間中の職員会議開催と休憩時間の振り替え

前回の口頭弁論(2008年8月29日)において、貴裁判所は被控訴人大阪府及び高槻市らに対し、「職員会議が休憩時間に行われた時、休憩時間の振り替えについてはどうしていたのか?」と尋ね、「これは肝心なことだから、はっきりしておかないと」と重ねて強調した上で、

〔1〕きっちり時間を指定していたのか?

〔2〕各自の判断で取るように指示していたのか?

〔3〕一般的に言うにおいて、あとは取っているだろうということだったのか?

と3点を例示する形で被控訴人らに釈明を求めた。平成20年9月30日付「準備書面(被控訴人大阪府)」と被控訴人高槻市の平成20年11月19日付「控訴審準備書面(2)」は、それらの質問に答えたものである。

なお、原審判決は上記の点につき、「土室小学校(原告志摩)及び竹の内小学校(原告末広)では、休憩時間中に職員会議が開かれることがあったことが認められる。職員会議の開催及びこれに対する出席は、校長の職務命令に基づくものといえるが、校長が上記職員会議を休憩時間中に開催するよう命じた明示の職務命令を認めることはできない。しかし、その会議の性質上、校長が休憩時間中の開催を黙認している以上、校長の黙示の職務命令に基づき、休憩時間中に開催されたといえることができる。」(原判決50頁)と判示する。

以下、被控訴人らの主張に対し反論する。(以下に被控訴人らの主張を引用する場合には「大阪府書面 頁」「高槻市書面 頁」と記す。)

1 被控訴人大阪府の主張と誤り

(1) 被控訴人大阪府の主張

(土室小学校について)「高浜校長が休憩時間を職員会議の後にする旨の新たな休憩時間の明示をした事実はない」(大阪府書面4頁)

(竹の内小学校について)「大西校長が休憩時間を職員会議の後にする旨の新たな休憩時間の明示をした事実はなく」(同7頁)

被控訴人大阪府の主張によれば、休憩時間中に職員会議が開催された場合の休憩時間の振り替えについて、高浜・大西両校長が何らかの指示をしたという事実は認められない。

休憩時間中の職員会議開催については、推進会議(土室小学校)や教職員(竹の内小学校)からの提案を受けて当日の職員朝礼で決定されるが、個々の教職員が、「当日の自己の休憩時間を完全に取得するために必要となる休憩時間の振替や分割取得について自ら判断し、校長に対してこれらの振替や分割取得の申し出を行う時間的余裕は十分にあり」と主張。(同4頁)

(土室小学校について)「休憩時間中の繰り上げ開催は、校長・教頭ではなく、推進委員(推進会議の担当者)が提案」「控訴人志摩は、平成15年度の推進会議の構成員(推進委員)の一人であった。」(同3頁)

(竹の内小学校について)「教職員から、帰宅時間が遅くなることを憂慮して、会議の開催時間を繰り上げて休憩時間中の時間から開催する旨の提案がされることもあった。(中略)教職員にも反対する者はおらず、そのことについて控訴人末広ら教職員から抗議を受けたことはなかった。」(同5頁)

「原判決は、被控訴人校長らとしては、このような場合、すすんで休憩時間を振替取得するよう配慮すべきであったとはいえるが、振替取得することを控訴人らの判断に委ねたこと自体を違法とまではいえないと判示した(判決書63頁5行目～8行目)」。(同8頁)また、「休憩時間を振替取得することを、その提案を了承した控訴人志摩ら教職員の判断に委ねたことは何ら違法ではないというべきである」と釈明している。(同8頁)

(2)被控訴人大阪府の主張の誤り

被控訴人高浜、大西校長は、振り替えの指示を職員にしていないことは明らかである。大阪府の主張は、高浜校長の証言の「職員に対してそれについては、事前に了解を取った形のなかで、休憩時間を後ろに回すという割り振りの変更なり、分割付与なりの形になっていたというふうに、私は思っています。」(本人調書21頁)と矛盾するが、休憩の振り替えを教員に丸投げ(お任せ)していて、その結

果として、後ろに回したり、分割にしたりということになっていたと思うと高浜校長は言っているにすぎない。要するに校長らは、教職員に対して、振り替え先を適法に指示、明示しなかったのである。

職員会議を主宰する者は、学校管理運営規則上「校長」にあり、職員会議を休憩時間中に開催することを承認、決定したのは校長である。休憩時間の割り振り変更の責任は校長にある。さらに、推進会議は校長が主宰する職員会議の「下部組織」であって、「休憩時間中の繰り上げ開催は、校長・教頭ではなく、推進委員が提案」「控訴人志摩は、平成15年度の推進会議の構成員（推進委員）の一人であった。」という被控訴人大阪府の主張は、推進会議が休憩時間の振り替え先を指示、明示する責任を有さないので、本争点と無関係である。

また、竹の内小学校において「帰宅時間が遅くなる」ことを避けるために休憩時間中に会議がされたことについては、「帰宅時間が遅くなる」ことを予見させるような会議をしておきながら、休憩時間中の実施に「反対する者」がいなかった、あるいは「抗議を受けたことがない」などと主張するのは本末転倒である。「休憩を取って、遅く帰宅する」か「休憩を取らずに、早く帰るか」という選択そのものをさせるような大西校長の勤務時間管理が間違っているのである。そもそも、抗議を受けようが受けまいが、反対者がいようがいまいが、職員に休憩を与えなかった校長の違法性を免れるものではない。

さらに、朝に変更を知らされたからといって、教職員は別の時間への振り替え取得の段取りが容易に計れないのが、現在の学校の超多忙な実態であり、このような校長の対応は、休憩時間を与えていないのと同じである。

被控訴人校長の責任において、休憩時間に職員会議を入れ、休憩時間を変更した訳であるから、その振り替え取得を「教職員の自主的判断」に委ねてよいものではなく、振り替え時間を校長が責任を持って指示すべきである。また、控訴人志摩及び末広は、休憩時間に職員会議が入った際、両校長から「本日の休憩時間は変更されましたので、〇〇〇〇〇のようにしてください。」とその都度に校長から振り替えの「指示」を受けたこともなく、振り替えられた休憩時間帯が明示された事実もなかった。高槻市立土室小学校及び竹の内小学校では、年度当初に休

憩時間の振り替えに関する校長の指示があったが、それ以外の指示は存在しなかった。

さらに、被控訴人高浜校長及び大西校長は、職員会議が入ったことによって失われた休憩時間の振り替えが取得できたかどうかの確認をしていない。このことは、高槻市教育委員会の指示で、高槻市内の学校で休憩時間の取得実態調査をしたのは、2002年度のみであり、その後、一切実態調査を為していないこと、2005年度の大阪府教育委員会の休憩時間実態調査の依頼に対して、高槻市教委は拒否していることから、高槻市立学校全体の実態であり、被控訴人高槻市教委及び校長らの休憩時間保障に関する服務監督責任、管理責任の放棄に原因があることは明白である。（「増田意見陳述書」甲120号証参照）

以上の事実から、休憩時間中の職員会議開催とその振り替えの対応は、労働基準法第34条違反であることは明らかである。

2 被控訴人高槻市の主張と誤り

(1) 被控訴人高槻市の主張

「特定の時間帯を指定してその時間帯に代替的に休憩時間を取得するよう指示したことはない（下線部は代理人記入）」。（高槻市書面1頁～2頁）「校長は代替的な休憩時間を統一的に指定するのは困難で実際も指定していない。」（同2頁）

「休憩時間をどのように振り替えて取得するかについて教職員の自主的判断に委ねていた。」（同2頁）

休憩時間中の職員会議開催については、推進会議（土室小学校）や教職員（竹の内小学校）からの提案を受けて当日の職員朝礼で決定されるが、教職員は、「そのような休憩時間の取扱いに反対するか、あるいは同意した上で当日の空き時間帯に振り替えて休憩を取得するか等の対応を自由に選択することは可能であった」。（同2頁）「これらの開催決定は校長の承認するもので、校長の決定でもある」。（同2頁）

(2) 被控訴人高槻市の主張の誤り

職員会議を主宰する者は、学校管理運営規則上「校長」にあり、職員会議を休憩時間中に開催することを承認、決定したのは校長である。これは被控訴人高槻市らが「これらの開催決定は校長の承認するもので、校長の決定でもある」と認めている。よって、被控訴人たる校長は、自らの責任において、休憩時間の振り替え先を具体的に指示し、その日のうちに休憩時間帯を明示する責任を放棄している。

被控訴人校長の責任において、休憩時間に職員会議を入れ、割り振りを変更した訳であるから、その振り替え取得を「教職員の自主的判断」に委ねてよいものではなく、振り替え時間を校長が責任を持って具体的に指示すべきである。

被控訴人高槻市は、「特定の時間帯を指定してその時間帯に代替的に指示」せず、「教職員の自主的な判断に委ねていた」というが、実際には教職員に振り替えの指示が何ら為されず、振り替えを丸投げ（お任せ）していたのである。そのような対応では、教職員の多忙な現実からすると、休憩を代替的に取得できるという保障はまったくない。しかも、自主的にでも取得できたかどうかの確認作業もしていない。「言っただけ」で取れなくてもしょうがないという、校長の無責任な姿勢が看取できる。したがって、それは管理者の勤務時間管理責任の放棄と言え、労基法第34条違反であり、国家賠償法による賠償の責任を被控訴人高槻市及び校長らは負うべきものである。

2) 休憩時間設定に関する根本的な問題について

1 「6時間を超える」以前に休憩が与えられていない。

次に休憩時間が保障されていない違法状態の根本的な問題について述べる。それは、休憩時間設定に関する問題（放課後の休憩時間設定）で、「萬井鑑定意見書」（甲118号証）で指摘されている。「萬井鑑定意見書」の（1）教師と休憩時間制の（b）では、次のように述べている。（5頁～6頁）

(b) 労基法34条は「労働時間が6時間を超える場合」というが、「労働時間の途中に」という以上、文理からして当然「...超えた場合」ではなく、「...超えることになる場合」という意味であり、使用者は「6時間を超える」以

前に 45 分以上の休憩を与えなければならない。

連続 6 時間の労働が字義どおりに行われるとすれば、その間は一滴の水やお茶も飲めず、軽食も口にできず、トイレにもいけない。毎日そのような労働が続くとすれば、それは生理的に人間の限界に迫るものであろう。したがって、労基法 34 条は、「6 時間」ぎりぎりまでの連続労働を想定したのではなく、それを上限と定めながら、それよりはるか以前に適当なところで休憩時間が置かれるであろうことを労使自治に期待をかけたものと解される。

本件では、たしかに休憩時間を労働時間の「途中に」置いている。だが、人により日によるが、その時間が午後 3 時 25 分とか 3 時 30 分から始まる、つまり始業時刻が午前 8 時 30 分であるから、すでに連続 7 時間の労働の後に初めて休憩をとるよう設定されている場合が少なくない(判決本文 39 頁ほか)。本件では直接の争点とはされていないが、公務の運営上の事情により府教委は別に休憩時間を定め得るとはいつても、そういった時間設定は休憩時間保障の趣旨に反し、それ自体が被告の労働時間制と休憩時間の意義についての認識不足を露呈するものである。もとより、それは単に認識不足で済まされる問題ではなく、労基法 34 条に違反として教育委員会や学校の責任者は刑罰の対象となる違法行為である。(以上、「萬井鑑定意見書」より引用)

高槻市立学校での休憩時間の割り振りは、小学校においては放課後の時間帯が圧倒的に多い。また、高槻市教委及び大阪府教委はそのような休憩時間の設定を認めている。(「平成 14 年度高槻市立小・中・養護学校休憩時間一覧」甲 8 号証及び甲 7 号証、甲 13 号証参照) 控訴人のなかで中学校勤務の松岡は、休憩時間が生徒の昼食時間帯にあり、「生徒が在校している昼休みの時間帯は休憩を取ることほとんど不可能」とこれまで実態を示してきた。松岡以外の控訴人家保・志摩・末広・長谷川は小学校勤務で、休憩時間は放課後の時間帯に設定されている。これは「萬井鑑定意見書」が指摘するように、始業時刻後 7 時間以上経過しており、「6 時間を超える」以前に 45 分の休憩が与えられていず、「公務の運営上の事情により府教委は別に休憩時間を定め得るとはいつても、そういった時間設定は休憩時間保障の趣旨に反し」、労働基準法第 34 条違反であり、服務

監督者の高槻市教委及び使用者の校長らは、刑事罰の対象（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となる違法行為を犯したことになる。

このような休憩時間の設定の過誤が根底にあるから、平気で休憩時間中に職員会議を入れ、適切にその振り替えをしないという校長の対応が生まれてくる。休憩時間中の職員会議開催の問題は、このように休憩時間が慢性的に保障されていない実態の氷山の一角である。

2 8時間を超える勤務の際、1時間の休憩時間が与えられていない。

勤務時間が8時間を超えて勤務する場合は、当然、勤務時間の途中で最低1時間の休憩時間を与えなければならないとある。（労基法第34条）

今まで、控訴人らは、8時間を超えて勤務した場合、超勤のあった日の45分の休憩時間にプラスした15分の休憩時間（合計1時間の休憩時間）を取るよう日々校長から指示を受けたことは一切ないし、15分の休憩時間帯を明示されたこともない。また、高槻市教委からも超勤のあった日々はプラス15分の休憩時間を置くこと及びその時間帯を明示するよう校長に指示されたことはない。もし、高槻市教委及び大阪府教委がこの件に関して何らかの指示をしたことがあるならば、答えられたい。

関連して、プラスされるべき15分の休憩時間が、府費負担学校事務職員の休憩時間と超過勤務手当に関連して、平成13年9月19日（教委学務第80号）大阪府教育委員会学務管理課長より各市町村立学校長に宛てた「各種手当の取扱いについての参考資料の送付について」のQ&A「時間外勤務手当」では、次のように指示されている。（甲128号証）

A2「休憩時間は・・・8時間を超える場合においては1時間を原則として勤務時間の途中で置かなければならないこととなっています。・・・正規の勤務時間が終了した17時15分から15分間休憩時間を置くことが必要となります。・・・従って、時間外勤務命令は原則として17時30分から発することになります。やむを得ず休憩時間を取れなかった場合の時間外勤務は・・・となります。」

A 4 「休憩時間は勤務時間中に必ず置かなければならないものです。したがって、やむを得ず所定の休憩時間に勤務をした場合は、同一勤務内の他の時間に休憩時間を置かなければなりません。ただし、同一勤務内の他の時間に休憩時間を取れなかった場合は、時間外勤務手当を支給することになります。なお、時間外勤務の際には、労働基準法等の規定に十分ご留意下さい。」

(以上、「各種手当の取扱いについての参考資料の送付について」より引用)

この指示は府費負担学校事務職員に関するものであり、教員には存在しない。このこととの関係で、校長が休憩時間を明示するとき、「勤務開始時間から7時間も経過した後に休憩時間を置く」のは、教職員が日々超勤を余儀なくされている現実から考えて、休憩時間の位置が余りにも後ろに偏っていると云わざるを言わない。また、8時間を超える超過勤務の場合、勤務開始時刻より7時間も経ってから45分の休憩時間が仮に取れたとしても、8時間勤務終了直後に15分の休憩時間を取るようになる。したがって、6時間を超える勤務が初めから想定される教職員の場合は、勤務開始から少なくとも6時間経過するまでに休憩時間の位置を定めておくべきである。さらに、8時間を超える勤務が初めから想定される教員の場合は(文部科学省の勤務実態調査では、教員の超過勤務は月平均34時間である。甲99~101号証参照)、プラス15分(合計1時間)の休憩時間が与えられなければならない。1時間の休憩を保障するのが労基法で規定する休憩時間保障であろう。

私たち控訴人が休憩時間の保障を求め訴訟で争ってきたのは、以上の休憩時間設定に見られるような慢性的に休憩時間が保障されていない実態、管理職の休憩時間の関する無理解・管理責任の放棄、高槻市教委の服務監督責任の放棄(「7年目の休憩時間試行」の続行)を何とか糾したいと思ったからである。

結 語

以上見てきたように、休憩時間中の職員会議開催とその振り替えは、貴裁判所が求釈明で提示した3つの例示のいずれの場合でもなく、

〔1〕休憩時間の振り替えの指示が一切なかったこと

〔 2 〕 振り替えが取れたかどうかの確認もしていないこと

〔 3 〕 振り替えが事実としてもとれていないこと

により、被控訴人高槻市及び校長らの主張「希有な場合において、校長が特定の時間帯を指定してその時間帯に休憩時間を取得するように指示することなく、各教職員の自主的な判断に取得を委ねていたとしても、国家賠償法上そのことが違法であるとは言えないというべきである。」（高槻市書面、2頁）は失当である。

この事実は、＜職員会議の開催によって取り消された休憩時間に代わる休憩時間をその日のうちに取得することができなかった＞ことになり、労働基準法第34条違反であり、被控訴人高槻市らに国家賠償法上の損害賠償が求められる。また、「萬井鑑定意見書」にも述べられているように、給特法の限定4業務以外の超過勤務に対しては、時間外手当が支給されるべきであるから、被控訴人大阪府は休憩時間が奪われたことによって生じた未払賃金と時間外手当相当額を支給すべきである。

控訴人らがこれまで訴えて来たように、学校現場では休憩時間は保障されず、教職員の勤務時間管理がおろそかにされてきた。貴裁判所による今回の求釈明を契機に、高槻市立学校において休憩時間が保障されなかった実態の全体的解明がなされることを控訴人らは強く望むものである。

以上